

ペット輸入大国日本，特にカメ類の輸入について

永戸 豊野

(WWF ジャパン事務局顧問，元 TRAFIC JAPAN 副委員長)

はじめに

マッコードナガクビガメが危い

今回のシンポジウムのために準備にとりかかろうとした2月初旬から，報告論文のまとめにかかるまでの1ヵ月半の間に，見逃せない三つのニュースに接した。

まずトラフィックネットワークが発表した「The Trade of the Roti Island Snake-necked Turtle *Chalodina mccordi*」(マッコードナガクビガメの取引)である。この発表は日本ではほとんど報道されなかったが，内容は次の通りである

(要旨)

マッコードナガクビガメはインドネシア東部のチモールに近いロティ島だけに生息する希少なカメだが，1994年に新種記載されたのを契機として，国際的な需要が高まった。

このカメはニューギニアナガクビガメ *C. novaeguineae* として，ロティ島から持ち出され輸出されていた。新種記載を機会に法的な保護下におかれることになり，輸出は禁止された。ただし，ワシントン条約（正しくは，絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora. 略称は，CITES）では附属書 II に掲載されている。これは原産国政府発行の輸出許可書があれば商取引を認められる種だということである。しかしインドネシア政府は1997年に国内法によって，捕獲と輸送（原産地からの移動）について割当許可制度を定めた。以後，現在まで捕

獲も輸送も，1件たりとも認められていない。したがって1994年以降に輸出されたマッコードナガクビガメは，ことごとく違法に入手されたものである。しかし，今なお，このような違法個体がヨーロッパ，北米，東アジアの愛好家やコレクターの手元に届いている。もし，このまま推移すれば，マッコードナガクビガメは，そう遠くない将来，野生では絶滅するだろう。マッコードナガクビガメの保護の第一歩は，国内法を厳重に執行することだが，インドネシア政府のCITES管理当局（PHKA）は同科学当局（LIPI）と協力し，マッコードナガクビガメが附属書 I（国際商取引は原則禁止）に格上げされるよう努めている。

(2006年2月2日発表)

この一件は，アジアの淡水ガメ・リクガメの危機が，深刻な状態にあることを象徴している。アジアの淡水ガメ・リクガメの危機については，後段で取り上げる。

日本は密輸天国

3月の半ばすぎ，「ペットブームの裏で珍種ばかりあくどい商売：絶滅危惧カメ密輸1,000匹」というドでかい見出しのニュース（この見出しはサンケイスポーツ紙のもの）があった。

読んでみたら，元動物ブローカーの密輸にかかわる供述である。しかし，現時点では単なる話にすぎない。そもそも，この供述は，なぜか，サイイグアナの外国為替及び外国貿易法（通称は外為法）第五十二条違反（無承認輸入）容疑で調べ

受けた際に述べたもので、サイイグアナの密輸では送検されたが、カメの密輸は事件になっていない。とはいうものの、この供述の意味は重い。

まず第一に、1,000 匹という頭数の多さと、それがどんな種であるかだ。なんと全て CITES 附属書 I に掲載されたものであるという。さらに附属書 II の種も 100 匹持ち込んだと述べたらしい。

附属書 I の種とは、ただ、絶滅のおそれがあるというだけではなく、絶滅のおそれがきわめて大きい種とみるべきである。これを IUCN の「Red List」のカテゴリーに当てはめると、ほとんどが CR (Critically Endangered) というカテゴリーに該当する。このカテゴリーには、生き残り個体数が 100 前後という種や、もう 10 年以上も消息が絶えている種さえも少なくない。いずれにせよ、違法を承知でこのような希少動物を、1,000 頭も 1 人で 6 年にもわたって持ち込んだのは、高価にさばけるルートが常にあったからに違いない。

この件を別の角度、例えば税関でのチェックという点から見ると、「甘い」の一言に尽きる。6 年間に 1,000 匹も持ち込ませてしまったという事実、そして、この件が法的な摘発、つまり法律に違反するものとして裁かれるか否かも、あいまいな事実、運び屋を勇気づけるばかりだろう。(3 月 14 日、朝日新聞、読売新聞などでも報道)

自分のカメ殺しで書類送検

3 月 19 日には珍しい事件が報道された。「西日本新聞社の佐賀県伊万里支局長が、種の保存法と動物愛護法違反容疑で書類送検」(サンケイスポーツ紙) というニュースである。この見出しから「殺人」ではなく「殺カメ」でも、法的に訴えられることがあることを、多くの人々があらためて知ったのではないか。

ニュースのポイントは、殺したカメの入手方法、殺したカメが CITES 附属書 I のホウシヤガメで

あったこと、動物愛護管理法の罰則適用対象に爬虫類が加えられていたこと(平成 12 年 12 月の改正によって)の三点である。

書類送検されたのは有力な地方紙の記者であり、カメの愛好家でもあった。ワシントン条約や国内法があることは当然、知っていたと思われる。そのため、自分が買った店の経営者が逮捕(種の保存法違反)されたので、「まずい」と思って殺したらしい。この殺しは動物愛護管理法の罰則、「愛護動物に対し、みだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する」(第二十七条)に触れる。

当人は大事に飼育していたようだが、自分のペットでも殺し方、傷つけ方によっては犯罪になりかねないのである。

以上の三件は全てカメにかかわるものであり、その背景にはカメをめぐる保護、取引、密輸、違法行為、愛好家のモラルなど複雑かつ今日的な問題があることを物語っている。これらの諸問題については、国別に、そして国際的にも適切で迅速な対応が強く求められている。

日本へ流れこむ爬虫類

三年間に驚くなかれ 234 万頭

「貿易統計」(財務省)によると、日本は 2002 年から 2004 年までに合計 234 万頭の生きた爬虫類を輸入している。日割りにすると、毎日およそ 2,100 頭の爬虫類が日本へ流れ込んでいるのである。ここに生きたカメ類が含まれていることはいうまでもない。だが「貿易統計」ではカメに限らず、どんな種が、どこから輸入されたかという詳細まではわからない。

このような詳細を知るには CITES の対象種(具体的には附属書 I, II, III に掲載された動植物およそ 33,700 種)にかかわる取引の記録をまとめた「ワシントン条約年次報告書」による他はない。

まず図1はCITES対象種の生きた動物と、そこに含まれていた爬虫類の日本への輸入頭数（下2ケタ切り捨て）を、1981年から経年的に見たものである。

1981年、爬虫類は3,100頭にすぎない。もっとも動物全体も36,400頭である。この年度の動物全体に対して爬虫類が占める割合は10%にも満たない。生きた爬虫類の輸入頭数は1989年に劇的に増加して、前年1988年の6,700頭を大幅に上回り、10,000頭の大台を突破して一気に27,400頭になっていた。この年の動物全体に対する割合は、動物全体が前年より減ったこともあって、50%を超えた。これほど高い割合は1年限りで、翌年の1990年には動物全体が急上昇したので20%に下がっている。

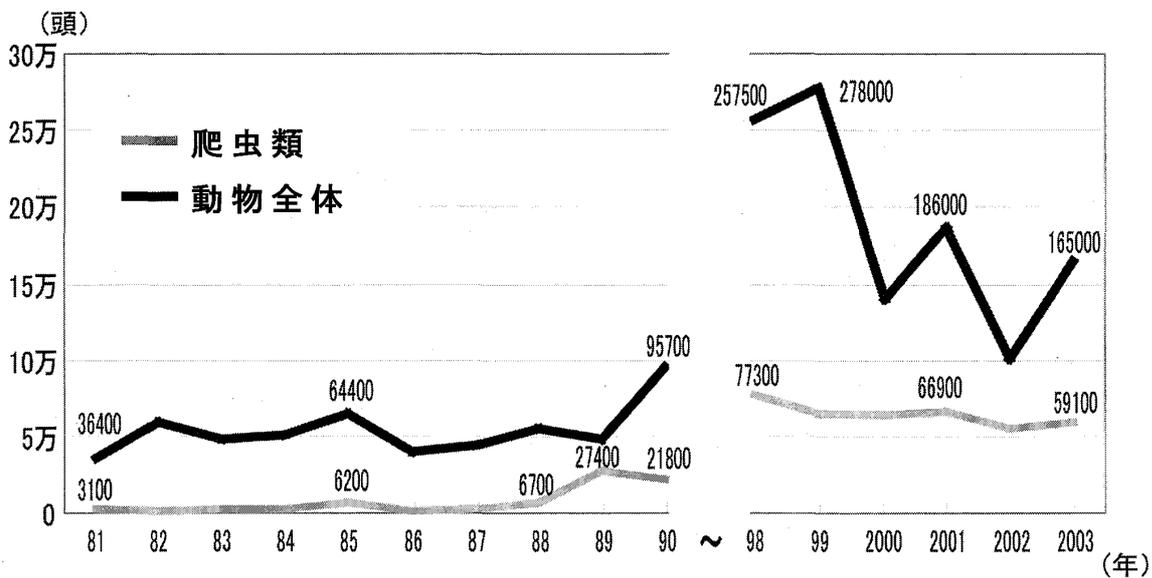
いずれにせよ爬虫類は1989年から、動物全体は1990年から輸入頭数が激増し、その後も増加しつ

づけたことは明らかで、それが1998年の数値に表れている。具体的には動物全体は257,500頭、爬虫類は77,300頭となっている。

最も新しい「ワシントン条約年次報告書」（2003年）によれば、動物全体165,000頭のうち爬虫類は59,100頭で、36%を占めている。また爬虫類だけを見ると、1981年の3,100頭に対して、最も多かった1998年は77,300頭で実に24倍である。

順序が逆になってしまったが、表1と図2に2002年の大分類群別の輸入件数（輸入頭数、株数などとは一致しない）を参考までに示した。この件数には生きた個体だけではなく派生物や部分（例えばハンドバッグとかベルトなど）も含まれているが、爬虫類の輸入件数は、他の分類群のそれと比較すると、圧倒的に多い。動物だけでなく植物までも含めた総輸入件数30,500件のうち爬虫類は実に17,623件を占めている。

図1. ワシントン条約対象種の生きた動物と爬虫類の輸入頭数の推移（1981-90年、1998-2003年）



出典：通商産業省／経済産業省、ワシントン条約年次報告書よりトラフィックイーストアジアジャパン作成

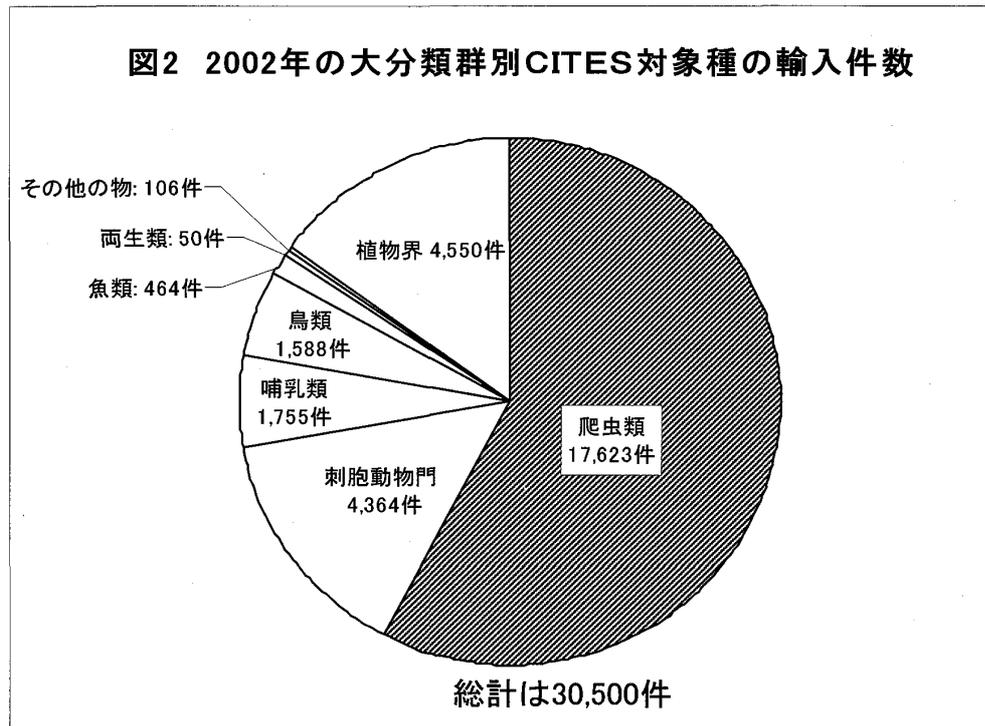


表1. 2002年の大分類群別CITES対象種輸入件数

		附属書I	附属書II	附属書III	総計	
動物界	脊索動物門	哺乳類	164	1,552	39	1,755
		鳥類	22	1,545	21	1,588
		爬虫類	142	17,468	13	17,623
		両生類	0	50	0	50
		魚類	235	229	0	464
	刺胞動物門	0	4,364	0	4,364	
	その他の動物*	0	106	0	106	
植物界		191	4,210	149	4,550	
合計		754	29,524	222	30,500	

* 節足動物門、環形動物門、軟体動物門

出典：経済産業省、ワシントン条約年次報告書よりトラフィックイーストアジアジャパン作成

カメの輸入は1990年代に激増

生きた爬虫類全体の輸入件数が増加してきたなかで、生きたカメ類の輸入頭数は、どのように変化してきたか。図3は1981年から2003年までの推移と、輸入頭数上位5種の内訳を棒グラフで示したものである。

初めに、生きたカメの輸入頭数だが、1981年（日

本でCITESが発効した年）は2,054頭だったものが、1990年には5,478頭となっている。この年は爬虫類全体の輸入頭数が前年に比べ大きくハネ上がった年だったことは前述のとおりである。

カメ類の輸入頭数の増え方は、おおむね爬虫類全体の増え方と平行している。少し細かく見ると10,000頭の大台に達したのは1993年だが、2年後

の1995年には20,000頭台を記録し、1996年に25,000頭を上回った。1997年に31,818頭になってから、2003年までに30,000頭台の年が4年あり、最高は2001年の37,416頭である。これを最低の年1983年の198頭と比較する意味はあまりないかもしれないが、20年たらずの間に183倍になったという増え方だけは確認しておきたい。

視点を変えて、生きた爬虫類のなかで生きたカメ類が占めている割合はどうか。これは図1と図3の数値を重ねてみれば、おおよそのところは把握できる。

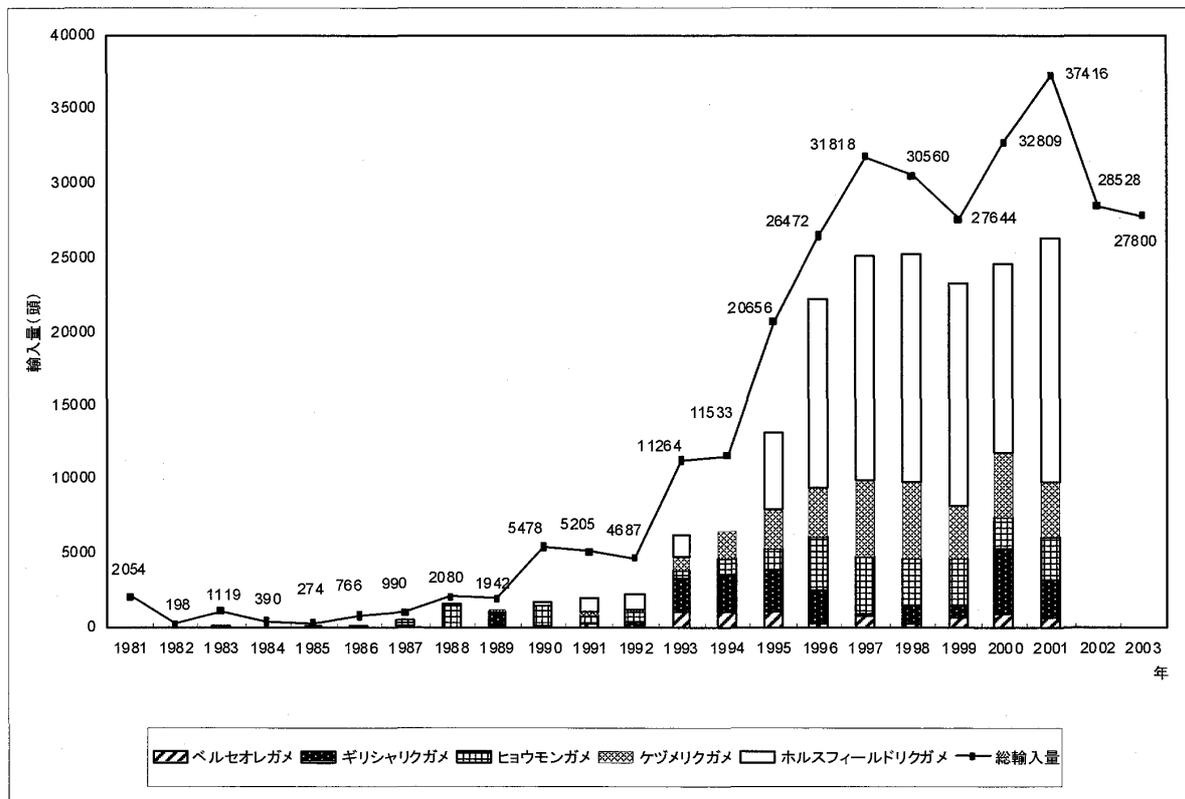
例えば、2003年の生きた爬虫類全体の輸入頭数は59,160頭、同じく2003年の生きたカメ類の輸入頭数は27,800頭である。つまりカメ類は爬虫類

全体の46%に達している。爬虫類にはカメの他にもヘビ、トカゲ、ワニなど大きな分類群が三つもあるのに、カメ類は単独で50%近い。現在、生きた爬虫類のなかで最も多く輸入されているのは、ワシントン条約にかかわるものに関していえばカメ類であり、それもズバ抜けた多さである。

カメ類の輸入については、ワシントン条約と関係のない種（国際商取引に規制のない、いわゆるCITES非対象種）や密輸による流入量まで加えなければ全貌はつかめない。さらに厳しくいえば、食料として輸入されてくるものはどうかも検討すべきだろう。これらの点については後述することにし、図3に示された「1981年から2001年までの輸入頭数上位5種」について考察したい。

図3. ワシントン条約対象種であるカメ目の生きた個体の輸入頭数推移（1981-2003年）

※1981年～2001年までは輸入頭数上位5種のうちわけを棒グラフで示した



出典：通商産業省／経済産業省，ワシントン条約年次報告書よりトラフィックイーストアジア
ジャパン作成

考察とは、いささか構えすぎであろう。この5種が上位に並んでいることが、何を物語っているかは、カメを調査研究しているスペシャリストや、カメの飼育家（愛好家）さらに輸入・売買にたずさわっている人々などには考察以前の問題であろう。答えは「5種全部がリクガメであり、リクガメはペットとして人気があり、需要も多い」で片付けられよう。だが、ここでは①上位5種（全てリクガメ科）で輸入 CITES 対象種カメ類全体の約67%（2001年）である。②この5種の他にも少数ながら対象種で輸入されているリクガメはいるはずだし、これらの輸入個体数を、上位5種の輸入個体数である約26,200頭に加えて、リクガメ類の総輸入量は、はじめて算出できることを指摘したい。

上位5種の輸入個体数に算入するリクガメの個体数を割り出すことは、きわめて難しい。けれどもリクガメ類が輸入カメ類全体のなかで、飛びぬけて多くを占めていることは間違いないのである。

日本にリクガメ全盛時代の到来

表2を見ていただきたい。ここには、リクガメ類の国別輸入頭数が算出されている。数値は1997

年から2000年までだが、まず目につくのは日本とアメリカが、他の国々を大きく引きはなしていることである。1997年の世界のリクガメ輸入頭数の総計96,000頭のうち、日米二国の合計が69,500頭で、71%に達している。この高比率は2000年に至って突然ドーンと低下する。全体すなわち165,000頭のうち日米両国の合計は95,300頭で、割合は58.1%である。この年、前年の1999年は2,300頭で初めて8位に顔を出したロシアが、なぜか、35,000頭も輸入したことが、日米の高比率を大幅に下げたのである。ロシアは3位だったが、さらに見逃せないのは、中国がいきなり4位（10,700頭）に食い込んできたことである。中国が主に食用に膨大な量のカメを輸入している国であることは事実だが、CITESの取引記録とは、ほとんど関係のない場での取引だった。

では、2000年の中国のリクガメの輸入は何を意味するのか。中国の場合、この程度の量では、食用、医薬用の需要を満たすことなどできないだろう。中国がここに出てきたのは、ロシアの進出とともに、ちょっとしたミステリーのような気がしてならない。

表2. 世界の生きたリクガメ科 Testudinidae spp. の輸入量、上位10カ国

(単位:1,000頭、100の位以下は切り捨て)

順位	国名	1997年	国名	1998年	国名	1999年	国名	2000年
1	日本	41.1	日本	42.8	米国	52.4	日本	49.3
2	米国	28.4	米国	36.1	日本	35.5	米国	46.0
3	フランス	4.8	英国	10.1	ドイツ	7.4	ロシア	35.0
4	ベラルーシ	3.4	フランス	8.1	英国	4.0	中国	10.7
5	スペイン	2.6	ドイツ	6.8	スペイン	3.1	ドイツ	5.4
6	オランダ	2.6	スペイン	6.4	フランス	3.0	フランス	4.7
7	英国	2.1	チェコ	6.1	オランダ	2.4	スペイン	2.4
8	ベルギー	1.5	オランダ	2.8	ロシア	2.3	英国	2.3
9	チェコ	1.5	ベルギー	2.1	ガーナ	1.4	南アフリカ	1.0
10	スロバキア	1.0	デンマーク	0.7	チェコ	1.2	オランダ	1.0
	総数	96.0	総数	127.7	総数	123.4	総数	165.2

出典: UNEP-WCMC CITES Trade Database, Wildlife Conservation Monitoring Centre, <http://sea-stour.unep-wcmc.org/citestrade/report.cfm> 24 September 2004 14 January 2005 よりトラフィックイーストアジアジャパンが作成

日本は2000年に、世界の生きたリクガメ輸入国のトップに立っている。輸入頭数は49,300頭で10位までの合計は前述の通り165,000頭だから一國で約30%を占めた。因みに、この年のCITES対象種のカメ類の輸入頭数は32,809頭だった。

このように多くのリクガメを輸入して、世界に冠たる？リクガメ輸入大国になるまでの経緯を以下に改めて記録しておきたい。

いつから？リクガメと日本との濃密な関係

トラフィックジャパン（現在はトラフィックイーストアジアジャパン）の過去の資料にリクガメが、どのように出てくるかを調べてみたら、図4があり、表3が出てきた。当時、リクガメ類全体が大きく取りあげられることは、日本でも世界でも、多くはなかったと思われる。

まず、図4は1981年から1992年までの生きた両生類・爬虫類の輸入状況（頭数）と広告比率（線）だが、広告比率は無視して、棒グラフとしてみたいただきたい。輸入頭数は、メキシコサンショウウオ（アホートル）がトップで、次がグリーン

イグアナ、リクガメ類はひとからげにして「リクガメ科」とされ3番目に、おかれている。リクガメには種としてメキシコサンショウウオやグリーンイグアナの輸入個体数に及ぶものではなかったのである。

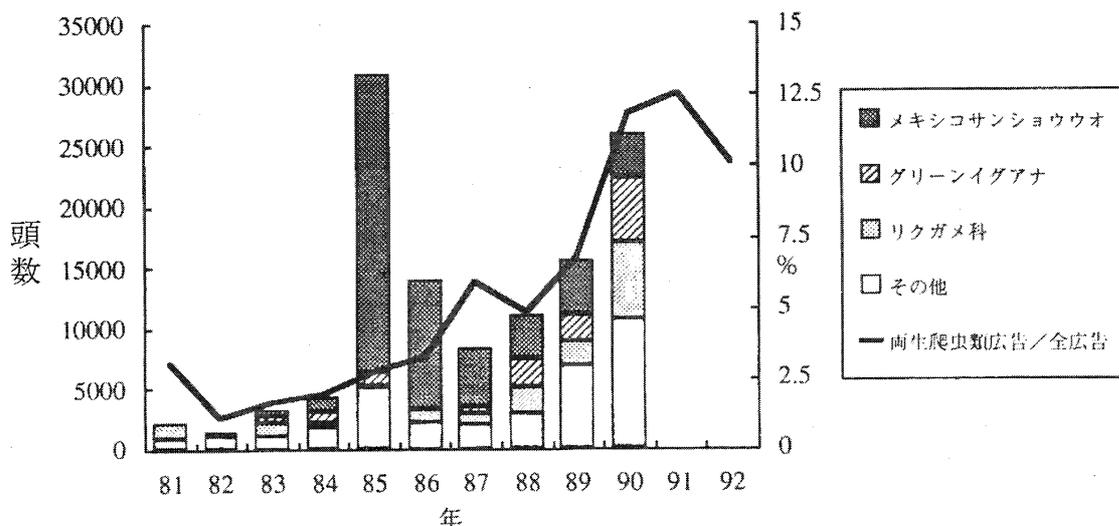
ついでながら、1985年のメキシコサンショウウオの圧倒的な突出ぶりは目をひくが、日本でアホートルの人气が爆発的な高まりを見せたのは、この年であった。

インドホシガメが人気No.1

実をいうと図4は、1992年にトラフィックジャパンが、輸入が増加してきた生きた両生、爬虫類の国内取引の状況と、CITESに対応する国内法「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則に関する法律」（通称「種の保存法」）の施行状況を把握するために行った調査の産物である。詳しくは、この調査の一環として実施した35の専門店の店頭訪問調査によるもので、結果の分析のなかに、リクガメについては、次のような記述がみられた。

「ほぼ全店（35店中の33店）でCITES附属書

図4. 生きた両生・爬虫類の輸入状況（頭数）と広告比率（%）



注：明らかに皮革用と思われるものを除く

出典：ワシントン条約年次報告書および雑誌「フィッシュマガジン」

トラフィックジャパンニュースレター Vol. 8 No. 3(1993. 1. 25)

II, IIIの掲載種が売られており、96種（両生類・爬虫類）が確認された。このうち21種がリクガメ科であり、特にインドホシガメ *Geochelone elegans* とヒョウモンガメ *G. pardalis* は半数近くの店で販売されていた」。なお、ヒョウモンガメはIUCN/WCMC (World Conservation Monitoring Center) が1991年に指定した「大量取引種」に含まれていた。

前述の通り、当時、リクガメ類全体の輸入頭数は、特定の両生類、爬虫類の種のそれに及ばなかったが、カメ類だけに限定すれば、インドホシガメとヒョウモンガメの取引は、他のカメを大きく引きはなしていたようである。

世界的には、ヒョウモンガメの大量の取引が、インドホシガメの取引よりも、問題視されていたようだが、日本の市場では、インドホシガメの人気は、既にかなり高く、しかも安定していたとみられる。

カメ類の研究者である安川雄一郎氏もインドホシガメについて「30年以上の昔から本種は日本国内で販売されており……。本種が常に売られているリクガメの常連であり、よく見かけるカメであり続けたことを考えると……」（「ホシガメの分類と生活史、およびその現状」の「日本国内におけるホシガメの現状」人気種であるということ：「クリーパー」2001年5月号）と述べておられる。リクガメと日本市場の関係の中で、インドホシガメは別格的な存在であり続けた。この日本との特別な関係については、「密輸・違法取引」の章で詳述する。

インドホシガメは別格的な常連であり、店頭にも、ネットオークションでも、ふんだんに流通（一部は飼育繁殖個体？）していながら、合法的な輸入個体数は決して多くない。例えば図3でも明らかのように、インドホシガメの輸入個体数は上位の5位までに入っていないのである。この不可解

な事実も、業界では、あえて問題にされなかったし、多くの愛好家の間でも同様であったようだ。

ケヅメリクガメをめぐる

1996年のトラフィックジャパン（当時）のニューズレター（Vol. 12 No. 1）には、ケヅメリクガメ *Geochelone sulcata* が取りあげられている。

この記事によると、原産国の多くで著しく減少しているにもかかわらず国際取引が増加している。表3のとおり1987年から92年までに2,589頭の取引があった（ワシントン条約年次報告書による）が、このうち915頭（35.3%）は1992年の取引であり、前年の倍増である。

ケヅメリクガメはチャド、マリ、ニジェール、モーリタニア、ナイジェリア、セネガルなど西アフリカ諸国が主産地で、さらにスーダン、エチオピア、エジプトなどにも生息しているといわれていたが、1992年当時、すでにエジプトでは絶滅しているとも見られていた。その後、1996年までにニジェール、エチオピアでも姿が見られなくなったという。

表3は1980年代から90年代にかけてのケヅメリクガメだけの輸入頭数を、上位から順に5カ国までは国別に、残りは一括して「その他」としたものである。「ただ、それだけの表か」と片づけられそうだが、日本とアメリカが他を大きく引きはなして、こんなところでも、二大輸入国の片鱗を見せていること、また1992年にアメリカは激減したのに日本は大幅に増加していることに注目。日本の増加傾向は、表に示された年以降も顕著で、1993年には、92年の約4倍増の970頭を輸入している。『ペットのカメにはリクガメが第一』という傾向はこのころから、特に強まりだしたことをうかがわせる。

表3 生きたケヅメリクガメの輸入頭数(1987-1992)

単位:頭

	1987	1988	1989	1990	1991	1992	計
アメリカ合衆国	129	36	90	183	321	32	791
日本	13	9	158	212	136	230	758
フランス	0	70	50	0	2	100	222
ドイツ	11	0	73	48	2	86	220
オランダ	0	0	2	0	0	142	144
その他	54	0	47	18	10	325	454
計	207	115	420	461	471	915	2,589

出典:ワシントン条約年次報告書, トラフィックジャパンニュースレターVol.12 NO.1 (1996)

1992年当時、ケヅメリクガメはCITES附属書IIに掲載され、IUCNの「Red List」では危急種VU (Vulnerable) だった。

モーリタニアでは捕獲許可がなければ、所有、販売、輸出の全てを禁止、マリでは捕獲採集を全面禁止していた。主要な輸出国だったトーゴは、1994年2月に輸出停止に踏み切るなどケヅメリクガメの原産国は保護対策を講じてはいたが、野生での回復は思惑通りにはいかなかった。

ケヅメリクガメは前述のとおり附属書IIなので、輸出国のCITES管理当局発行の輸出許可書があれば原則として取引は認められる。しかし、CITESでは、ケヅメリクガメの取引には特別な配慮が必要であるとの判断のもと、輸出割当て制を設けて、割当はゼロとし、存続を脅かしかねない過剰取引を防ぐことにした。これはCITESとしては特例であって、附属書掲載種一覧の附属書IIのカメ類の項には、次のようなただし書きが付されている。

『リクガメ科全種(附属書Iに掲げる種を除く。野生の状態で採取され、種として商業目的で取引されるケヅメリクガメの標本については、年間ゼロの輸出割当てが設定されている)』

条約と、それに関連する決議、勧告などは信じられないような悪文(日本語訳に罪はない)でつづるのが国際的な慣例らしく、意図するところがわかりにくい、このただし書きの意味するところは、「ケヅメリクガメだけは附属書IIではあるけれども、例外として野生個体の商業的な取引は認

めない」ということなのだ。附属書IIのこの項に付されたただし書きはケヅメリクガメについてだけである。

ここで図3に戻ってみると、「上位5種」のなかにケヅメリクガメが含まれていることがわかる。

始まったランチング

ケヅメリクガメの日本への輸入頭数は、ホルスフィールドリクガメ *Testudo horsfieldi* のそれに比べれば多くはないとしても、商業的な取引の割当てはゼロなのに、どうして輸入されていたのか。

CITESはケヅメリクガメの野生個体の商業的な取引を割当てゼロとして、事実上、附属書Iなみの規制をしてきたわけだが、この規制は、少数のケヅメリクガメの原産国に、ランチングや人工飼育によって繁殖個体を確保しようという意欲を持たせたともいえる。ランチング個体、人工飼育による繁殖個体は、野生個体と区別されることによって、取引が可能となるからである。ただし、いずれの場合もCITESが厳しい条件を設定していることはいままでのま。

※ランチングとは野生から採集した卵または幼体を人工飼育すること。CITESではランチング個体と人工繁殖個体を区別している。

表4は1990年代後半から現在に至るまでに、ケヅメリクガメのランチングや人工繁殖個体に対して、どのように輸出割当てが行われてきたかを示している。言葉を換えていえば、ランチングや人

工繁殖に、どれほどの成果があったかの一端を示しているのである。国別に実績を見てみよう。

ランチングと人工飼育下での繁殖個体を増やす事業に取り組んで、実績を残したのは、ベニン、ガーナ、トーゴの三カ国である。三国とも、年によってランチング個体と人工繁殖個体が入れかわっているという共通点があるが、割当て頭数にはバラつきがある。ベニンは事業の規模が小さく、わずか30頭のことがあったし、最高でも200頭以下である。これに対してガーナは、ずっと750頭だったが、2004年に突如として2000頭という大きな頭数に達した。しかし、その翌年から、つまり2005年からは、ゼロ割当てでも受けられない非対象国となっている。なぜ、こうなったのか。残念ながら手元に経緯を知る手がかりがない。

前に述べたとおり、CITESによる輸出割当ては、どんな場合にも、CITESが定めた厳しい条件にかなうものに対してのみ認められる。ガーナの2000頭という突出した数量は、CITESの条件にかなわないなんらかの手段によって得られた、そんなことが後にバレたのではないかと、などとカンぐりたくもなるのである。

最もコンスタントに割当てを受けてきたのはトーゴであり、1998年から現在にいたるまで、毎年500頭、ニジェールが2005年だけに250頭の割当てを受けているのと全く対照的である。

長々とケヅメリクガメの取引をめぐる問題にこだわってきたのは、一つには、現時点で附属書ⅠやⅡのカメ類のランチング個体や人工繁殖個体を、大量に得られる事業が成立しているか、否かを知りたかったからであるが、結論は「否」のようである。これはあくまでCITES附属書掲載種に関してのことであるが。

世界のカメの66%が市場に

トラフィックイーストアジアジャパンは2002年に「淡水ガメ・リクガメの市場調査」を行った。この調査は前述の1992年以来のものである。具体的には関東・中部・関西の32の爬虫類専門店を訪ね、店頭で販売されているカメをチェックした。

調査の結果、世界の淡水ガメ・リクガメ298種のうち、199種・亜種（うち68種・亜種はCITES対象種）が売られていたことがわかった。世界の淡水ガメ・リクガメの66.78%が店頭で見られた

表4 ケヅメリクガメの国別輸出割当：個体数の推移(対象はランチング・人工繁殖個体)

国名	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
ベニン	×	×	30 R	30 R	149 Cb	190 R	190 R	190 R	150 R	150 R
チャド	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
エジプト	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
エリトリア	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
エチオピア	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
ガーナ	750 R	750 R	750 R	750 R	750 Cb	750 Cb	750 Cb	2000Cb	×	×
マリ	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
ニジェール	×	×	0	0	0	0	0	0	250 Cb	0
ナイジェリア	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
スーダン	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
セネガル	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
ソマリア	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
トーゴ	×	500 Cb	500 Cb	500 R	500 R	500 Cb				
計		1250	1280	1280	1399	1440	1440	2690	900	650

◎Rはランチング個体数

◎Cbは人工繁殖個体数

※出典：UNEP-WCMC, 27March, UNEP-WCMC Species Database; CITES—Listed Species

表5. 販売している店が多かったカメ20種

和名	学名	CITES*	CITES**	販売店数 (店)	割合 (%)
● インドホシガメ	<i>Geochelone elegans</i>	II	II	30	93.8
● アカアシガメ	<i>Geochelone carbonaria</i>	II	II	24	75
● ヒョウモンガメ	<i>Geochelone pardalis</i>	II	II	23	71.9
● アラブギリシャリクガメ	<i>Testudo graeca terrestris</i>	II	II	23	71.9
● パンゲーニギガメ	<i>Malacochersus tornieri</i>	II	II	22	68.8
● クモノスガメ	<i>Pixys arachnoides</i>	II	I	22	68.8
スジオオニオイガメ(ミツウネオオニオイガメ)	<i>Staurotypus triporcatus</i>	N	N	22	68.8
● ホルズフィールドリクガメ	<i>Testudo horsfieldii</i>	II	II	22	68.8
スッポシモドキ	<i>Carettochelys insculpta</i>	N	II	19	59.4
● ケヅメリクガメ	<i>Geochelone sulcata</i>	II	II	19	59.4
ウニガメ	<i>Macrolemys temmincki</i>	N	N	18	56.3
セマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata</i>	II	II	17	53.1
● ビルマホシガメ	<i>Geochelone platynota</i>	II	II	17	53.1
オオアダマガメ	<i>Platysternon megacephalum</i>	N	II	17	53.1
● ヒガシヘルマンリクガメ	<i>Testudo hermanni boettgeri</i>	II	II	17	53.1
サルヴァンオオニオイガメ	<i>Staurotypus salvinii</i>	N	N	16	50
ジニベンロックナガクビガメ	<i>Chelodina siebenrocki</i>	N	N	13	40.6
ジャムハコガメ	<i>Cuora amboinensis</i>	II	II	12	37.5
オオアダマヒメニオイガメ	<i>Sternotherus minor minor</i>	N	N	12	37.5
● トルコギリシャリクガメ	<i>Testudo graeca ibera</i>	II	II	12	37.5

注) *: ワシントン条約附属書掲載状況 (2002年時), N: 条約非対象種

** : ワシントン条約附属書掲載状況 (2005年現在)

和名は販売店の表示名, ●はリクガメ科に属す

出典: トラフィックイーストアジアジャパン, 2005, 「日本における淡水ガメ・リクガメの市場調査」

<http://www.trafficj.org/publication/TJ-livetortoise-2005.htm>

わけである。世界のどこに、これほど豊富にカメが販売されている国があるだろうか。比較できるデータはないが、日本のカメ市場が世界最大級の規模であることは確かであろう。

では、どんな種のカメが多く売られていたか。表5は売られていた店数を通して「上位20種」である。なによりも目立つのは1位から6位までをリクガメが占めていることである。リクガメは8, 10, 13, 15, 20位にも入っており、20種中11種がリクガメだという事実は、ペットのカメに関するかぎり、日本ではリクガメに優るものはないことを物語っているとんでもない過言ではないだろう。ただし日本に何種のリクガメが輸入されているか、表5だけではわからない。参考までにいえばリクガメの全種数は51種とされている。

一言ことわっておきたい。表5の上位20種のうち4位のアラブギリシャリクガメと20位のトルコギリシャリクガメは、いずれもギリシャリクガメ

の亜種であり、同一種だから「上位20種」は、厳密には「上位19種」とすべきである。しかし、店頭で亜種別に販売されていたこともあるので、あえて「上位20種」として扱った。

ギリシャリクガメは分布がアフリカ大陸と、ユーラシア大陸にまたがり、ポピュラーなリクガメなのだろう。日本へもかなりの数が輸入されてきたようだ (図3参照)。

表5によるとギリシャリクガメの販売店数は、二亜種のそれを合わせると36店にもなるが、そのまま実際に売られていた店数にはならない。36店は調査した33店より多い。要するにダブリがあるのだ。

注目すべきは1位のインドホシガメの30店(全店数の93.8%)である。2位のアカアシガメの24店(75.0%)との差は大きく、断然トップである。インドホシガメは人気のあるリクガメのなかでも、特に人気のある種であり、その人気に応えるため

に最も大量に輸入されているであろう、と推察される。

ところが、図 3 を見ればわかるが、インドホシガメは、1990 年代に入って生きたカメ類の輸入が大幅に増えだしてからも、「上位 5 種」には入っていない。図 3 では 2001 年までしか「上位 5 種」を示していないが、その後も 2001 年までの傾向が大きく変化した様子はない。

店頭にあふれているインドホシガメは、ワシントン条約の年次報告書には現れない、つまり非合法的に日本へ持ち込まれている個体が少なくないこと強く暗示している。本来、インドホシガメを含むリクガメ科は、ケヅメリクガメの項で触れたように、全種がワシントン条約の対象種（附属書 I か附属書 II）で、その輸出入データはワシントン条約年次報告書に記載されなければならない。インドホシガメは附属書 II に掲載されているので、取引には輸出国の CITES 管理当局が発行した輸出許可書を必要とする。これなしに、日本に持ち込まれた個体は、ことごとく密輸によるものであることはいうまでもない。

アジアの淡水ガメ・リクガメの危機と中国、日本

2000 年に開催された第 11 回ワシントン条約締約国会議で「アジアその他の地域の淡水ガメ・リクガメの保護に関する決議」（決議 11.9）が採択された。

この決議は世界の人々が古くから利用してきたカメ、特にアジアの淡水ガメ・リクガメが危機的な状況にあることを踏まえて、利用するものに対してカメとの関係に、画期的な変化と対応を求めた意義深い決議である。だからこそ、第 12 回の締約国会議（2002 年）、第 13 回の締約国会議（2004 年）と改正が重ねられ、決議の内容は厳しくなってきた（全文は本稿の末尾に資料 1 として添えてある）。

この重要な決議が、CITES の締約国会議で行われた背景には、前述のとおりアジアの淡水ガメ・リクガメの状況が急激に悪化したことにあるが、もっと直接的な契機になったのは、1999 年 12 月に 15 カ国の関係者を集めて、カンボジアのプノンペンで開催された「The Workshop on Conservation and Trade of Freshwater Turtles and Tortoises in Asia」からのアピールである。それまで、ばらばらにしか伝えられていなかった危機的状況と、保護の必要性が、当事国からの生々しい実態報告を集約して、初めて世界に向けて発信されたのである。

決議 11.9 では、アジアの淡水ガメ・リクガメの危機をもたらした最大の原因は、食用、医薬用そしてペットとして、主として東南アジア、南アジアの原産国から、中国、ヨーロッパ諸国、日本などへ輸出される量が急激に、大幅に増えたことであつたと断定している。

危機を招いた三つの原因に、中国、ヨーロッパ諸国、日本が同じようにかかわっているわけではない。食用、医薬用としてカメを最も大量に輸入しているのは中国である。この国にはカメを食用とし、また、さまざまな部分を医薬品としてきた長い伝統がある。食用、医薬用ともに特定の種に限らず利用されてきたのである。食用については、特にスッポン類が知られているが、スッポンについては日本でも食用とされてきた。それに、スッポンは他の種と異なり、相当な規模の人工養殖事業が中国以外の国でも行われ、中国の大きな需要の一部をまかなってはいる。しかし、中国のカメの需要は養殖スッポンだけでは到底まかなえきれぬものではなく、南アジア、東南アジアから多種多様な、主に淡水ガメ、それにリクガメが輸入されてきた。

中国の食用としての輸入が、どんなカメであるかに関係なく、CITES と関係なく、つまり

CITES を無視して行われてきたことは、おそらく間違いないだろう。例えば 2000 年の 12 月、香港で、ベトナムから中国あてのコンテナ 4 個が押収された。10 種を超える東南アジア、南アジア産のカメが、ごっちゃまぜで、びっしり詰め込まれていた。総計は 1 万頭近かったが、摘発された時点で、既に死んでいた個体が少なくなったことはいうまでもない。

少なくとも 1980 年代から 2000 年代にかけて、南アジア、東南アジアから、空、海、さらに隣国ベトナムからは陸路と、あらゆるルートを通して、続々とカメは中国へ持ち込まれてきたのである。その取引は重量によって行われた。一例をあげれば、1999 年に南アジア、東南アジアの諸国から輸出されたカメ類の重量は 8,000 t に達したと推定された。その大半は中国へ入り、他の国へは、ほんのわずかであったろう。

表 6 はベトナムからの CITES 対象種の輸出記録である。これはベトナム産とベトナムを經由して

CITES とは関係なく輸出された莫大な量のカメとは関係のない、CITES の定めに基づいて輸出されたもののみである。絶対数は少ないが、こんなところにも、1990 年代の東南アジアのカメの東方への流れが激増した様子がうかがえる。1994 年の輸出は 4 種で 1,460 頭であったものが、1995 年には 8 種 7,160 頭にハネ上がり、97 年には 9 種 8,064 頭になっていた。

日本はペット超大国

アジアの淡水ガメ・リクガメを危機にさらした二つの原因、すなわち食用、医薬用としての取引（主として対中国、他に対台湾、対韓国）と、ペット用の取引（対ヨーロッパ、対日本など）の取引のどちらが、アジアの淡水ガメ・リクガメにとって、より大きな脅威となってきたかを論ずる前に、食用、医薬用、ペット用の取引すべてが脅威を与えている事実を直視すべきであろう。

表 6 ベトナムからの輸出(ワシントン条約報告書から)

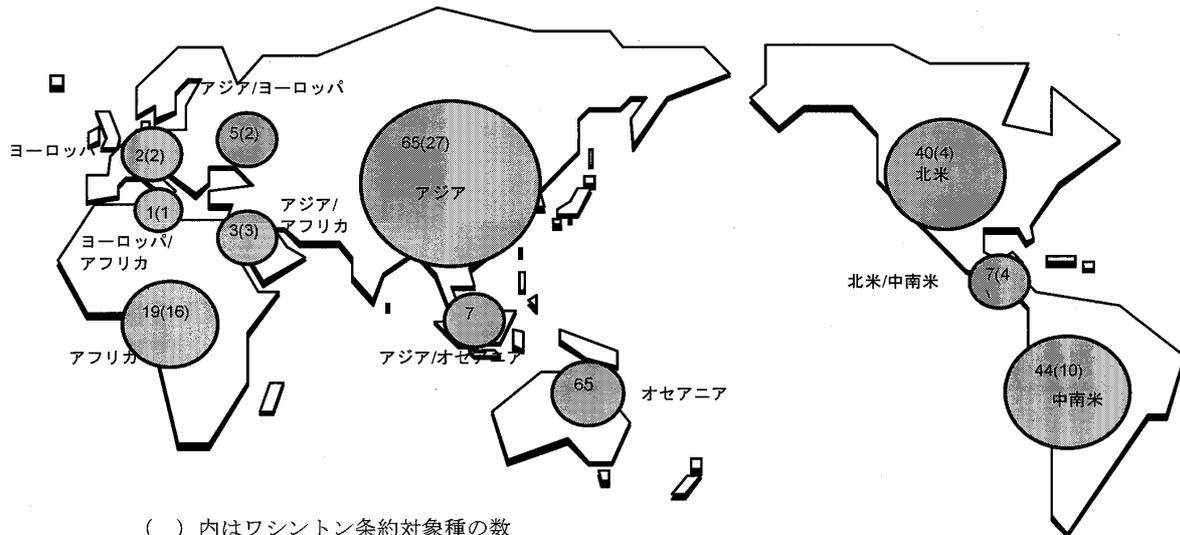
種	(年)							計
	1994	95	96	97	98	99		
インプレッサムツアシガメ	60	355	60	155	10	0	640 (頭数)	
モエギハコガメ	300	1300	1410	1296	490	0	4796	
アンボイナハコガメ	550	3330	2390	2540	3760	870	13440	
ヒラセガメ	550	1465	1580	1290	630	1045	6560	
オオヤマガメ	0	180	740	626	235	190	1971	
チェポマルガメ	0	200	840	1155	160	800	3155	
ニシクイガメ	0	330	0	620	400	1270	2620	
クワドリジャンメガメ	0	0	260	370	0	0	630	
オオアタマガメ	0	0	50	0	0	0	50	
オナガヤマガメ (スペングラーヤマガメ)	0	0	0	12	0	0	12	
ホオジロクロガメ (ブラックタートル)	0	0	0	0	385	1130	1515	
	1460	7160	7350	8064	6070	5615	35719	

出典: FPD CITES office

日本だけについていえば、図5が示しているように、日本はアジア産のカメを少なからず輸入しているのである。図5の中の65種とは、店頭訪問

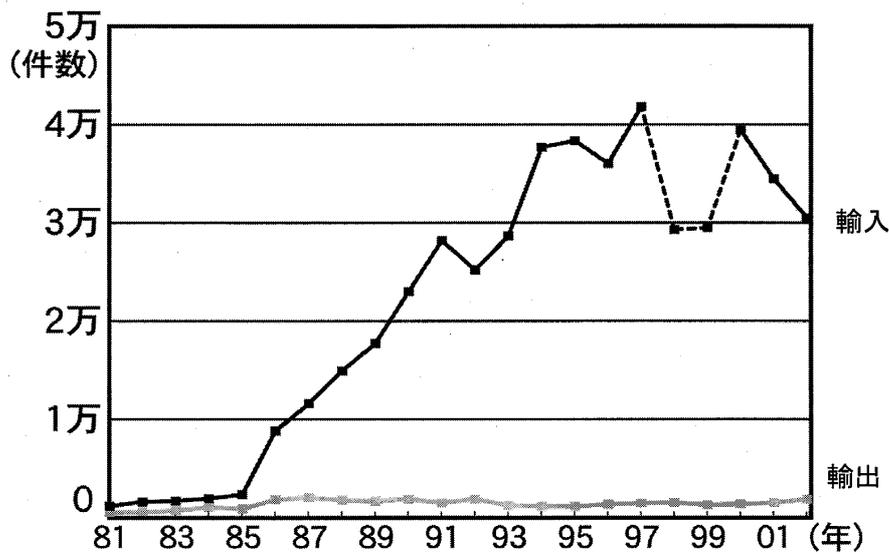
調査で販売が確認された199種のうち65種がアジア産の淡水ガメ・リクガメであったということなのだが、アジア産の淡水ガメ・リクガメの種数は

図5 販売されていた199種のカメの原産地域別種数



出典：トラフィックイーストアジアジャパン、2005、「日本における淡水ガメ・リクガメの市場調査」
<http://www.trafficj.org/publication/TJ-livetortoise-2005.htm>

図6 ワシントン条約対象種の輸出入件数の比較推移



出典：1981-2002年ワシントン条約年次報告書、経済産業省

一説には67種だというから、2種を除いてことごとく輸入された計算になる。とにかくアジア産の淡水ガメ・リクガメの取引に、日本が深くかかわっていることは否定できない。

ここで日本がペットとしてのカメの輸入大国である裏づけの一つを示しておく。図6は動植物全体の輸入件数と輸出件数を対比させたものである。日本は輸入量の大きさに対して、輸出量はわずかにすぎない。カメについても、輸入したもののほとんどが国内で消費されているとみていい。日本ではスッポン以外の淡水ガメ・リクガメを通常は食べないようだし、医薬品にすることが、たとえばあったとしても微々たるものだろうから、多くはペットとして売りさばかれているはずだ。

事実、トラフィックイーストアジアジャパンの清野比咲子氏によれば、1994年から2001年までの日本への生きたカメの輸入頭数は218,908頭であるのに対して、この間に再輸出された頭数は、なんと439頭にすぎない（トラフィックイーストアジアジャパンレポート「ハ・ペト・ロジー」Vol.3）。

摘発は氷山の一角、つかめない密輸の全貌

本報告論文の冒頭「はじめに」で1個人によるCITES対象種の大量密輸に関する供述のニュースを取り上げた。そこで述べたように、この供述は法的に処理されたわけではないので、現時点では単なる独白のようなものではあるが、事実である可能性は濃厚である。

表7「カメに関する違法事例」を見ていえることは、第一に違法持ち込みが絶えないことである。第二に圧倒的にリクガメが多いことである。中でもリクガメ科リクガメ属のハウシャガメ、インドホシガメが半ばを占め際立って多い。同属のビルマホシガメも1件ある。

これらは法を犯して日本へ持ち込もうと謀んで失敗し、摘発されたものだが、それが多くことは、

摘発されずに密輸に成功する例も、また多いであろうということ。しばしば指摘されているとおり、摘発される事例は、氷山の一角とみていい。でなければ冒頭の例のように、1人で6年間に1,000頭も、1,100頭も持ち込みに成功するはずはない。

これを裏返せば、店頭にたくさん並べられているカメ（CITES対象種）には、密輸個体がきわめて多い、のではないかということになる。

トラフィックイーストアジアジャパンの調査で、調査対象店のうち100%近い店で販売されていたインドホシガメは、大小さまざま、お好みの個体が望みどおり買えるほどだったという。

カメについて精通している長坂拓也氏は、インドホシガメの日本への密輸について「インドホシガメは、10年ほど前から店頭で目立ち出した。それ以前はかなり高価で初心者にはなかなか手が出せなかったが、今は法目をくぐり抜けて輸入される個体が多く、ショップで普通に目にすることができ、価格も驚くほど安くなった。不正な大量輸入は続いている」（要旨「CREEPER」No.13,2002）と歯に衣を着せず告発していた。「その輸入法は驚くほど大胆かつ極めて…」とも。そして同氏は「1匹の個体が飼育者の手に渡るまでには何匹もの個体が犠牲になっている」という警告もされていた。文末には（以下次号に続く）とあったので、同氏の正論の展開に期待していたのだが、残念ながら、なぜか掲載されなかったようである。

安川氏や長坂氏が執筆されてから、数年たった今も状況は大きくは変わっていない。違法事例に「外為法・種の保存法違反」が目立ち始めたという変化は認められるが、特に密輸が減ったり、摘発が増えたりということもない。

密輸が絶えないのは密輸個体が結構さばけるルートがあることだけではない。末端に密輸個体、違法個体を見境なく購入してしまう愛好家がいる

ことも問題である。

トラフィックイーストアジアジャパンの石原明子氏のユニークなレポート「稀少な野生動物の連続窃盗事件」（トラフィックイーストアジアジャパンレポート「ハ・ペット・ロジー」Vol.2）には、路上で盗品のハウシヤガメを購入し、これを転売していた歯科医師がいたことが明らかにされている。

くどいようだが、話をインドホシガメに戻そう。インドホシガメは、毎年、少なくとも数千頭、ひよっとしたら万単位で日本へ入っていたとみる向きもあったほどである。これは当てずっぽうには

じき出した数ではなく、専門家が小規模ながら調査して推定したものである。で、インドホシガメの日本への合法的な輸入個体数はどうであったか。1996年から2001年までの五年間に、たったの5,228頭（1年平均1,000頭余）だった。合法的な輸入個体の数と密輸個体の数の比を1:10とみるのは、あまりに大ざっぱすぎようが、合法的な輸入個体数をはるかに上回る密輸個体が市場に流通してきたこと、そして今も流通していることは否定できないであろう。

表7. カメに関する違法事例

●新聞報道などからトラフィックイーストアジアジャパンがまとめた

	和名	数量	輸出国	発見場所	違反内容
2001/7/17摘発	ハウシヤガメ	10	タイ	成田空港	関税法違反
2001/11/2逮捕	ハウシヤガメ	1	タイ	成田空港	関税法違反
	インドホシガメ	1	タイ	成田空港	関税法違反
2001/12/13逮捕	ビルマホシガメ	17	タイ	成田空港	関税法違反
2001/12 逮捕	ハウシヤガメ	5	タイ	成田空港	関税法違反
	インドホシガメ	13	タイ	成田空港	関税法違反
	エミスムツアシガメ	2	タイ	成田空港	関税法違反
	クモノスガメ	1	タイ	成田空港	関税法違反
	ヒラオリクガメ	1	タイ	成田空港	関税法違反
	インプレッサムツアシガメ	1	タイ	成田空港	関税法違反
2001/12/25差し止め	クモノスガメ	4	不明	成田空港	関税法違反
2002/12/14逮捕	マレーハコガメ	83	インドネシア	関西空港	関税法違反
2003/9/24書類送検	ハウシヤガメ	7	タイ	名古屋空港	関税法違反
	ヒラオリクガメ	10	タイ	名古屋空港	関税法違反
	クモノスガメ	13	タイ	名古屋空港	関税法違反
2003/9/10～逮捕ほか	ハウシヤガメ	5			種の保存法違反 刑法違反
	エジプトリクガメ	5			
	ミナミクモノスガメ	2			
	インドホシガメ	2			
2004/6/4摘発	ハミルトンガメ	2	タイ	名古屋空港	関税法違反
2004/9/6逮捕	バーランディゴーフアガメ	12	メキシコ	成田空港	関税法違反
2004/11/9逮捕	ハウシヤガメ	7		ペットショップ ほか	種の保存法違反
2004/11/30逮捕	ヘサキリクガメ	1	タイ	東京都 ペット ショップ	外為法、種の保存法違反
2004/12/7逮捕	ハウシヤガメ	10		ペットショップ	
2005/1/20 逮捕	ハウシヤガメ	9	タイ	ネットオーク ション	関税法違反、外為法、 種の保存法
2005/10/12 逮捕	ハウシヤガメ	24		ペット卸販売会 社ほか	種の保存法違反、刑法
2006/1/11 逮捕	ハウシヤガメ	2		ペットショップ	外為法、刑法
2006/1/23 逮捕	ハウシヤガメ	3	-	福岡県ペット ショップ	種の保存法違反
2006/2/13 逮捕	ハウシヤガメ	?	-	福岡県ペット ショップ	種の保存法違反

大きな危険をはらむ密輸

密輸は合法的に輸入された個体に、非合法的に輸入された個体をうわ乗せするという数の問題にとどまらず、きわめて大きな危険をはらんだ行為である。密入国を果たした個体は、そこで生態系を攪乱し、生物多様性を破壊する原因となるおそれがあるからだ。合法的に輸入された個体にも同じようなおそれがないとはいえない。しかし、密輸個体が自然の中に入り込む可能性は、合法的に輸入され、きちんと管理されている個体に比べれば、ずっと大きいのではないか。近年、外来種が問題化しているが、密輸個体が、いわゆる外来種となって問題を起こす可能性も大きい。

密輸個体はたった一頭でも、大きな禍根を残しかねない。例えば中国、台湾から持ち込まれたチュウゴクセマルハコガメ *Cistoclemmy flavomarginata flavomarginata* が沖縄で放されたらどうだろう。沖縄には同じセマルハコガメ *C. flavomarginata* の亜種ヤエヤマセマルハコガメ *C. flavomarginata evelenae* が生息している。両者は亜種は異なっても同じセマルハコガメ（CITES 附属書Ⅱ）という種なのだから、おそらく交雑するだろう。そうなったら沖縄のセマルハコガメが、国の天然記念物である意義は失われ、二度と取り返すことはできない。

大量の密輸や継続的な密輸は、持ち込まれた国に、災いを招くおそれがあるだけではなく、原産国での密猟を促し、それが野生生物を減らし、自然破壊にいたることもある。密輸は持ち出される国と、持ち込まれる国双方の自然環境、生物多様性にとって、常に大きな脅威となっているのである。密輸が絶滅の脅威を招いた例は少なくないが、ひとつ例をあげれば 20 世紀後半のアフリカゾウの未曾有の大規模な密猟と大量の象牙の密輸だろう。カメでアフリカゾウの場合と全く同じような事態が起こるとは考えられないが、たとえ 1 種のカメであっても激減したり、絶滅すれば、他への

連鎖的な影響は必ず起こるはずである。

外国での密猟と犯罪

密猟については、日本人による外国での犯罪についても触れなければならない。これは日本では、あまり報道されないし、公にされることがほとんどないからなおさらである。

具体的に詳細を述べるには紙幅が足りないので、比較的新しいカメがからんだ事件と裁判を取り上げるにとどめる。

南アフリカでは 2004 年 1 月、14 種の野生のソリガメ *Chersin angulata* (CITES 附属書Ⅱ) を違法採取して逮捕された日本人 3 人に、クランウィリアム地方裁判所が各罰金 USD15,000 (約 160 万円) の判決を下した。同じく南アフリカで、同年 4 月、ソリガメをはじめトカゲ類などを、違法に国外に持ち出そうとした日本人二人に、ブレデンダル地方裁判所が罰金約 200 万円または禁固 4 年の刑を言いわたした。

上記の二件は「TRAFFIC BULLETIN」Vol. 20 No. 1 によるもので、原文には被告の日本人の姓名も記述されている。上記の有罪判決を受けた 5 人の日本人のうちの 1 人は、2006 年 1 月 11 日、マレーガビアル (CITES 附属書) 4 頭を成田国際空港で無申告のまま国内に持ち込んだ、つまり密輸したとして、外国為替及び外国貿易法 (通称は外為法) 違反容疑で逮捕された動物ブローカーである。この人物は日本国内ばかりか外国まで行って犯罪を重ね、日本と日本人の顔に泥を塗っていることを自覚しているのだろうか。

2005 年 8 月、シンガポールからタイ経由でオーストラリアのブリスベン国際空港に到着し、そこで持参していたバッグに、カメ、ヘビ、トカゲ、など 39 頭を入れていたため逮捕された日本人がいる。2006 年 1 月、この日本人に対してブリスベン地方裁判所は「環境保全ならびに生物多様性保護

法」違反の罪で3年6ヵ月の刑を言いわたした。野生生物の不正取引や密輸などにかかわる犯罪に対する刑罰は、日本より重く課している国が多い。カメに関しては、かなりの国が特定の種につい

てCITESとは関係なく国内法により、国際取引をはじめ、さまざまな規制を定めていることを少なくとも関係者は知っておくべきである。そのごく一部を例として表8に示した。また、記述が世界

表8. 淡水ガメ・リクガメの原産国の国内法による輸出規制の例（2002年当時）

和名	学名	CITES	国名	国内法による規制
サバクゴファーガメ	<i>Gopherus agassizii</i>	II	米国	輸出入、譲渡、売買の禁止
アナホリゴファーガメ	<i>Gopherus polyphemus</i>	II	米国	輸出入、譲渡、売買の禁止
ワモンチズガメ	<i>Graptemys oculifera</i>	-	米国	輸出入、譲渡、売買の禁止
キマダラチズガメ	<i>Graptemys flavimaculata</i>	-	米国	輸出入、譲渡、売買の禁止
オオヤマガメ	<i>Heosemys grandis</i>	II	タイ	国内国際取引禁止
トゲヤマガメ	<i>Heosemys spinosa</i>	II	タイ	国内国際取引禁止
ヒジリガメ	<i>Hieremys annandalii</i>	II	タイ	国内国際取引禁止

原産国の国内法による輸出規制は、しばしばワシントン条約による規制よりも厳しい。たとえばワシントン条約では附属書IIに掲げられ、輸出許可証があれば取引可能だが、国内法によって国際取引が禁止されていたり、ワシントン条約の規制をまったく受けない種（非対象種）であっても国内・国際取引禁止という例もある。米国の場合、国内法とは「絶滅のおそれのある種の法」で、違反に対する刑は、個人に対しては最高1年の懲役、10万ドル以下の罰金と定められている。

出典：トリアックイーストアジアジャパン、2005、「日本にける淡水ガメ・リクガメの市場調査」

表9. 絶滅のおそれのあるカメの科別種数

カメ目科名	全種数	Red Listに記載されている種数※1	絶滅のおそれのある種数(2004年)※2	全種数に対する絶滅のおそれのある種数割合
イシガメ※3	69	57	42	61%
スッポンモドキ	1	1	1	100%
ヘビクビガメ	51	27	13	25%
ウミガメ	6	6	5	83%
カミツキガメ	3	2	2	67%
メキシコカワガメ	1	1	1	100%
オサガメ	1	1	1	100%
ヌマガメ	41	28	13	32%
ドロガメ	25	10	4	16%
アフリカヨコクビガメ※4	18	6	1	6%
ナンベイヨコクビガメ※5	8	7	6	75%
リクガメ	51	38	25	49%
スッポン	30	21	14	47%
Total	305	205	128	42%

※1 Red ListのCR、EN、VUの合計種数と、それ以外でも、例えばLRなどとして記載されている種数の合計数。

※2 Red ListでCR、EN、VUとされている種の合計数。

※3 イシガメ科はバタゲールガメ科ともよばれている。

※4 アフリカヨコクビガメ科とナンベイヨコクビガメ科は1科(ヨコクビガメ科)とされることもある。

※5 ナンベイヨコクビガメ科はヨツユビヨコクビガメ科ともいう。

© 分類によってカメ類の科や種数は異なるが、本表は2004 IUCN Red List of Threatened Species「A Global Species Assessment」によっている。

に及んだので、参考までに表 9 を掲げた。

望まれる法律の改正

日本のカメ輸入について、それがいかに多いか、特にリクガメは世界一の輸入国であること、そして人気種のインドホシガメについては、見逃せない問題が伏在していること、さらに海外でも日本人の違法行為が絶えないことなどを述べてきたが、

この一文は論文とは程遠い、雑ばくなレポートになってしまった。最後に結論めいたものを書く代わりに、2005年9月、トラフィックイーストアジアジャパンが、環境省に提出した要望書を紹介したい。これは「動物の愛護及び管理に関する法律」（通称「動物愛護管理法」）と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（通称「種の保存法」）の一部改正を強く求めたものである。

動物愛護管理法にかかわる要望（抜すい）

環境省令で定める動物取り扱い業者の登録を取り消す要件として、「不正な輸入にかかわった場合」を加えること。

ワシントン条約を施行するための「外国貿易および外国為替法」や「関税法」違反、または「種の保存法」違反で、動物の輸出入などで有罪となった場合に登録を取り消すこと。

種の保存法にかかわる要望（抜すい）

- ・ 個体の登録について
 - 繁殖個体については、繁殖施設を登録することを義務付ける。
 - 登録時にはマイクロチップ等の個体識別ができるものを個体につける。
 - 環境省は生きた個体の登録について情報を公開する。
- ・ 生物の多様性を重視し、違法な野生生物取引を排除する社会づくりのひとつとして、罰則を厳しくする。
- ・ 輸入業者、販売業者は登録制にする。
- ・ 環境省は、登録機関に対して種の生息状況や繁殖技術について知識向上を徹底するよう、指導する。
- ・ 外来生物法や動物愛護管理法の執行状況や問題点などと情報交換をはかる。

本文をお読み下さった方は、これらの要望が出てきた諸々の事情を、ある程度までご理解いただけたと思う。

※このシンポジウム報告論文はトラフィックイ

ーストアジアジャパンのスタッフの全面的な協力を得て作成されたことを、ここに記述し感謝の辞としたい。

資料

決議 11.9 (Cop. 13 で改正) アジアその他の地域の淡水カメ並びにリクガメの保護及び取引

淡水カメ並びにリクガメの世界的な国際取引で毎年数百万頭の標本が取引されていることを意識し、ほぼすべてのアジア産淡水カメ並びにリクガメ種が取引され、数種はすでに附属書IまたはIIに掲げられていることを認識し、淡水カメ並びにリクガメの採取は農業者、猟師、仲介者で構成される広範囲な非公式ネットワークを通じて実施され、特にアジアでかなりの採取活動および取引量があることに注目し、それに加え、遅い成熟、少ない年間繁殖数量、高い幼体死亡率、および生息地の衰退並びに消失が原因で、一般に野生個体の淡水カメ並びにリクガメは、過剰捕獲に弱いことを考慮し、淡水カメ並びにリクガメの取引の主な種類として、食品と伝統医療の両方の消費を目的とする淡水カメ並びにリクガメ外で多数繁殖され、リクガメ並びに淡水カメの大規模商業繁殖による保全上の危険性および利点が十分判明していないことを意識し、生きたリクガメ並びに淡水カメの輸送が、しばしば条約第3、4並びに5条の規定に従い実施されないこと、および特に生きたリクガメ並びに淡水カメの空輸が、しばしばIATAの規則に従い実施されないことに留意し、リク

ガメ並びに淡水カメの無規制または非持続的な取引が、野生個体群に対して重大な脅威となり、これらの脅威と早急に取り組むには、国際協力が必要であることを認め、2002年3月25日～28日に中国の昆明で開催されたリクガメ並びに淡水カメの保全および取引に関する技術ワークショップで、保全管理、CITES実施、取引並びに取引規制、および実施能力育成の必要性に関する、勧告および、第11回会議（ギギリ、2000年）に採択された決議11.9の改正に関する提案が行われ、それらが事務局から動物委員会に報告されたことを想起し、条約締約国会議は次のとおりに促す。

- a) 全締約国、特にアジア産リクガメ並びに淡水カメの生息国並びに輸出入国は、緊急に既存の法律の執行活動を強化並びに拡大する。
- b) 全締約国、特にアジア産リクガメ並びに淡水カメの生息国並びに輸出入国は、リクガメ並びに淡水カメの取引の規制に関する国内並びに国際レベルの野生生物法執行機関の間、および執行機関と国内CITES当局の間の協力を促進する。
- c) 全締約国、特にアジア産リクガメ並びに淡水カメの生息国は、国内産リクガメ並びに淡水カメ個体群を管理するための現在の活動に関する評価を実施し、必要であれば、例えばリクガメ並びに淡水カメの特定の生物学的要因を考慮に入れた割当量の設定などを通じ、それらの活動を改善する。
- d) 全締約国が、取引に関与する種を特定し、取引が野生個体群に対して与える影響を推定し、リクガメ並びに淡水カメの大規模商業繁殖の保全上の危険性および利点を評価するための調査計画を立案し、実施する。
- e) リクガメ並びに淡水カメの非持続的な捕獲並びに取引を、国内法で十分効果的に規制できない全締約国は、これらの種を適切に保護並びに管理するための法律を制定する。
- f) 全締約国において、特にアジア地域の締約国は、非持続的捕獲並びに無規制の取引がリクガメ並びに淡水カメに対して引き起こす脅威に対する公衆の意識を高め、NGOに対してこの件に関するポスターその他の教育ならびに情報資料を開発、制作、配布するよう奨励し、必要に応じ、施行係官が使用するリクガメならびに淡水カメに関する情報の編纂、普及、各国言語への翻訳を促進し、その際、既存の識別ならびに施行ガイドを利用し、識別、地元での名称、分布、図解に焦点を絞る。
- g) 全締約国が、採集者、取引業者、輸出業者、輸入業者、消費者のリクガメ並びに淡水カメ種の保全並びに持続的取引への参加を促進するための方法を探る。
- h) 全締約国、特にアジア地域の締約国は、2002年3月25日～28日に中国の昆明で開催されたリクガメ並びに淡水カメの保全および取引に関する技術ワークショップで行われた勧告を考慮に入れ、リクガメ並びに淡水カメの保全並びに管理、取引、条約実施の全側面において協力する。
- i) 全締約国、特にアジア地域の締約国は、リクガメ並びに淡水カメの生きた標本が没収された場合に遅滞なく実行できる決議10.7に準拠した行動計画を立案する。
- j) リクガメ並びに淡水カメの生息国は、事務局、業界代表、関心を持つ政府、NGO、その他適切な利害関係者と協力し、アジア産リクガメ並びに淡水カメの保全に関する地域行動計画を含め、CITESに掲載されたリクガメ並びに淡水カメに関する管理戦略を策定する。
- k) 全締約国は生きたリクガメならびに淡水カメのすべての積み荷が関連IATAガイドラインを遵守して輸送されるよう保証する。
- l) 全締約国は生息国ならびに関連政府機関と協力し、押収または没収されたリクガメならびに淡水カメのための救助センターを設立し、運営するために、関心のあるNGOまたはその他の団体の間の連携を促進する。かつ
- m) リクガメならびに淡水カメの取引を認可するそれらの種の生息国は、第8条7(b)項に従う定期報告に、この決議の実施の進捗状況に関する情報を盛り込む。かつ事務局に対し、この決議に従いCITESに掲載されているリクガメ並びに淡水カメに関する管理戦略並びに行動計画を立案並びに実施するために財政援助を必要とし、それを要求する生息国に対する締約国、国連専門機関、政府間並びにNGO、業界団体、業界、その他適切な方面からの財源確保を援助するよう命じる。

トラフィックイーストアジアジャンプのウェブサイトより <http://www.trafficj.org/aboutcites/report.htm>

解説：「条約第3、4並びに5条の規則」とは、第3条から順に、それぞれ附属書Ⅰ、附属書Ⅱ、附属書Ⅲの種の標本の取引に対する規制を指す。例えば第3条では事前に受ける輸出許可書の発給条件が細かく示

されているし、再輸出証明書の発給条件についても同様である。